

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年月8月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第9項中「人材育成政策監」の右に「，監察監」を加え，同条第10項中「保健福祉局」を「行財政局に統括監察員，保健福祉局」に改める。

第2条中第26項を第28項とし，第14項から第25項までを2項ずつ繰り下げ，第13項を第14項とし，同項の次に次の1項を加える。

15 統括監察員は，行財政局組織・人事担当局長の命を受け，服務監察及び業務監察に関する事務を総括し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

第2条中第12項を第13項とし，第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ，第6項中「並びに服務監察及び業務監察に関する事務」を削り，同項の次に次の1項を加える。

7 監察監は，上司の命を受け，服務監察及び業務監察に関する事務を統括するとともに，これらの事務に関し，他の任命権者との調整を行う。

附 則

この規則は，平成25年9月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)